

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
001 令和4年12月28日	京都市企業立地促進プロジェクト PR対該業務	10,000,000		10,000,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社日経BP	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002 令和4年10月18日	自治体システム標準化に向けた共通基盤に係る追加機能の基本設計	87,354,850		87,354,850	総合企画局情報化推進室情報システム担当	自治体システム標準化に向けた共通基盤に係る追加機能の基本設計 コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品			
003 令和5年02月01日	サーバ等一式賃貸借（行政業務情報システム）（平成29年度開始分）（再リース）	5,181,880		5,181,880	総合企画局情報化推進室情報システム担当	NECキャピタルソリューション株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市企業立地促進プロジェクト PR対談業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和4年12月26日
- 4 履行期間
契約締結日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区虎ノ門4丁目3番12号
株式会社日経BP
- 6 契約金額（税込み）
10,000,000円
- 7 契約内容
京都市が進める企業立地促進プロジェクトについて、広く企業関係者等の認知度向上を図るため、京都市長と企業経営者等との対談記事を作成し、日経ビジネス（紙媒体及び電子媒体）に掲載、発行する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市では、都市計画の見直しとの連動により、京都経済の活性化を目指すため、オフィス空間・産業用地の創出と、企業立地支援を両輪に、切れ目ないサポートで企業立地を促進する「京都市企業立地促進プロジェクト」を進め、積極的な情報発信が求められている。
こうした状況のもと、市長自らが企業経営者等との対談記事を通じて、本市の企業立地促進に係る各施策をPRすることとした。
日経ビジネスは、発行部数149,244部（2021年、日本ABC協会）と他のビジネス誌と比較して発行部数が多く、国内外の企業、自治体を含む公的機関等から広告出稿がなされている。読者層は、企業経営者層、意思決定権者が多く、予約購読制の販売手法が取られていることから、接触率調査などの掲載後の反響測定サービスが提供されているという特徴を有しており、「京都市企業立地促進プロジェクト」の情報発信にあたり、適した媒体である。
株式会社日経BPは、日経ビジネスの編集権を持ち、指定の期日に誌面を確保し、掲載できる事業者が同社に特定されているため、競争入札に適さず、随意契約を行うこととする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
自治体システム標準化に向けた共通基盤に係る追加機能の基本設計
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和4年10月19日
- 4 履行期間
令和4年10月20日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
自治体システム標準化に向けた共通基盤に係る追加機能の基本設計コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
67,354,650円
- 7 契約内容
「標準準拠システムに向けた共通基盤等追加機能の構築に係る基本設計」は、現行システムを標準準拠システムに移行するに際して必要な機能を、共通基盤に追加するための基本設計を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市の現行システムは、日本電気株式会社（以下「NEC」という。）が開発した汎用機（以下「ACOS」という。）を用いて長年運用されている。標準準拠システムへの移行は業務ごとに順次行われるため、移行が完了するまでの間はACOSと標準準拠システムが共存しデータの連携を行う必要がある。そのためACOSに保存されている情報を正確に特定し、適切な変換を行う機能を共通基盤上に構築し追加することが必要となるが、ACOS内のファイルシステム等は、NEC固有の技術により開発されたものであり、その技術情報の詳細は公開されていないうえ、NECが著作権を有し他社に使用許諾をしていないソフトウェアを使用しなければ、データの仕様及びそれに関連する動作等の分析が不可能である。また、ACOSには複数のシステムがNEC独自の特殊な技術を用いて接続されている。そのため、共通基盤に追加する機能の基本設計は、NECを代表とするコンソーシアム以外では行うことができない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
サーバ等一式賃貸借（行政業務情報システム）（平成29年度開始分）（再リース）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和5年2月1日
- 4 履行期間
令和5年2月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NECキャピタルソリューション株式会社 京都営業所長 渡邊 祐史
- 6 契約金額（税込み）
5,181,880円
- 7 契約内容
本契約は、平成29年度に賃貸借契約した仮想化基盤機器の再リースである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
現行の仮想化基盤機器は令和5年度中に更新を予定しているが、それまでは現在稼働中の本契約の仮想化基盤機器を引き続き利用する必要があることから、本契約を履行できうるのは、現在リース契約を締結しているNECキャピタルソリューション株式会社しかないため、同社と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他